

○伊丹市福祉医療費の助成に関する条例

昭和52年6月30日条例第18号

伊丹市医療費の助成に関する条例（昭和48年伊丹市条例第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、高齢期への移行期にある者、障害者、母子世帯員等に対し療養に要する費用の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって市民福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市町村民税世帯非課税者 その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員が当該年度（4月から6月までの間に受けた医療に係る医療費については、前年度。以下同じ。）分の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されている者を含む。）をいう。
- （2）所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その者の属する世帯の世帯主およびすべての世帯員の当該年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額および山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「八十万九千円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとする。）ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

（受給資格）

第2条 市内に住所を有する者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による被保険者もしくは組合員または被扶養者であるもののうち次の各号のいずれかに該当するものおよび高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者であるもののうち第5号から第8号までのい

ずれかに該当するものは、医療費の助成を受ける資格を有する。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者および伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例（平成18年伊丹市条例第4号）第6条第1項に規定する対象保護者の乳児、幼児または児童を除く。

(1) 削除

(2) 削除

(3) 削除

(4) 65歳に達する日の翌日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日までの間にある者

(5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者（身体に障害のある者が15歳に満たない場合で、その保護者が交付を受けたときは、その身体障害者）で、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級または2級に該当するものおよび身体障害者手帳の交付を受けていない者で、これらの者と同等の障害があると市長が特に認めたもの

(6) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長または医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院、診療所において、主として精神科もしくは神経科を担当する医師により重度の障害を有する知的障害者または知的障害児と判定された者およびこれらの者と同程度の状態にあると市長が特に認めた者

(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級に該当するもの

(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項および第2項に規定する者で、現に規則で定める児童（以下「児童」という。）を養育（児童を監護し、生計を同じくしていることをいう。以下同じ。）しているものおよびその児童

(9) 削除

(10) 規則で定める両親のいない児童（以下「遺児」という。）

2 前項に規定する者が、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するときは、前項の規定にかかわらず、医療費の助成を受ける資格を有しない。

- (1) 前項第4号に規定する者のうち所得を有しない者 その者の前年（1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費については前々年。次号および第4号において同じ。）の所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額および規則で定める所得の金額の合計額が80万9,000円を超えるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する者のうち所得を有しない者以外の者 次に定める要件のいずれか
 - ア その者の前年の所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額および規則で定める所得の金額の合計額が80万9,000円を超えるとき。
 - イ 市町村民税世帯非課税者でないとき。
 - ウ 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第2号から第5号までのいずれかの区分の認定を受けている者でないとき。
 - (3) 前項第5号から第7号までに規定する者 その者もしくはその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）またはその者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）でその者の生計を維持するものの当該年度分の市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（規則で定める規定の適用を受けるときは、当該適用を受ける前の額とする。）の合計額が23万5,000円以上であるとき。
 - (4) 前項第8号または第10号に規定する者 その者もしくはその者の配偶者またはその者の扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者（遺児にあつては、規則で定める養育者とする。）の規則で定めるところにより算定した前年の所得が規則で定める額を超えるとき。
- 3 前項第3号の所得割の額を算定する場合には、次に掲げる者が、医療に関する給付が行われた月の属する年（当該給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前年。以下次項において同じ。）の1月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下この項および次項において「指定都市」という。）の区域内に住所を有していたときは、その者を同日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、所得割の額を算定する。
- (1) 第1項第5号から第7号までに掲げる者
 - (2) 前号に掲げる者の配偶者
 - (3) 第1号に掲げる者の扶養義務者でその者の生計を維持するもの
- 4 前項各号に掲げる者が、前項の給付が行われた月の属する年の1月1日において、指定都市以

外の市町村の区域内に住所を有していた場合であつて、地方税法第737条の2第1項の規定の適用を受けるときは、その者を同日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして、所得割の額を算定する。

5 第3項の「医療に関する給付」とは、医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付または保険外併用療養費、療養費（家族療養費および特別療養費を含む。）もしくは訪問看護療養費（家族訪問看護療養費を含む。）の支給をいう（以下第5条第1項において同じ。）。

6 第2項（第2号ウを除く。）の規定により医療費の助成を受ける資格を有しないこととなる者のうち、失業による所得の著しい減少その他の特別の理由があると認められる者は、同項の規定にかかわらず、6月の範囲内において市長が必要と認める期間、医療費の助成を受ける資格を有するものとする。

（受給資格の認定）

第3条 医療費の助成を受けようとする者は、市長に申請するものとし、医療費助成の対象者（以下「対象者」という。）としての受給資格の認定を受けなければならない。

2 前項の申請について、医療費の助成を受けようとする者がやむを得ない事情にあると市長が認めるときは、その者にかわり、その者の親権者、後見人、配偶者および扶養義務者（遺児にあつては、前条第2項第4号に規定する養育者とする。以下「扶養義務者等」という。）が申請することができる。

（受給者証）

第4条 市長は、対象者に対し、規則の定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する受給者証を交付する。

2 前項の受給者証は、前条に規定する認定を受けた日の属する月の初日から効力を有する。ただし、その初日において第2条に規定する受給資格を有していない者に係る受給者証については、その者が受給資格を有した日から効力を有するものとする。

3 第2条第1項各号に掲げる者のうち、2号以上に該当することにより2枚以上の受給者証の交付を受けることとなるものに対しては、市長が指定する受給者証を交付するものとする。

4 対象者は、病院、診療所、薬局その他のもの（以下「医療担当者」という。）において診療、薬剤の支給または手当を受ける際、当該医療担当者に受給者証を提示するものとする。

（助成の範囲）

第5条 本市は、対象者の疾病または負傷について医療に関する給付が行われたときは、当該医療

に要する費用の額からこれらの法律の規定により医療に関する給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約，定款，運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額に相当する額（以下「被保険者等負担額」という。）から，次の各号に掲げる対象者の区分に応じ，当該各号に定める額（以下「一部負担金」という。）を控除した額を医療費として助成する。ただし，失業による所得の著しい減少その他の特別の理由により一部負担金を支払うことが困難であると市長が認める者に対しては，6月の範囲内において市長が必要と認める期間については，被保険者等負担額を医療費として助成する。

(1) 第2条第1項第4号に規定する者 医療に要する費用の額の100分の20に相当する額

(2) 第2条第1項第5号から第7号までに規定する者 次に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ次に定める額

ア 外来による医療（第2条第1項第7号に規定する者にあつては，精神疾患に係る医療以外の医療として市長が認めるものに限る。）に関する給付を受けた場合 医療担当者ごとに同一の月において2日を限度とし，1日につき600円（所得が低額である者として規則で定める者（以下「低所得者」という。）にあつては，400円）

イ 入院による医療（第2条第1項第7号に規定する者にあつては，精神疾患に係る医療以外の医療として市長が認めるものに限る。）に関する給付を受けた場合 当該医療に要する費用の額（連続して3月を超えて入院した場合にあつては，当該3月を超える期間に係る当該費用の額を除く。）の100分の10に相当する額。ただし，同一の医療担当者において同一の月におけるその額の合計額が2,400円（低所得者にあつては，1,600円）を超えるときは，当該医療担当者については2,400円（低所得者にあつては，1,600円）とする。

(3) 第2条第1項第8号および第10号に規定する者 次に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ次に定める額

ア 外来による医療に関する給付を受けた場合 医療担当者ごとに同一の月において2日を限度とし，1日につき800円（低所得者にあつては，400円）

イ 入院による医療に関する給付を受けた場合 当該医療に要する費用の額（連続して3月を超えて入院した場合にあつては，当該3月を超える期間に係る当該費用の額を除く。）の100分の10に相当する額。ただし，同一の医療担当者において同一の月におけるその額の合計額が3,200円（低所得者にあつては，1,600円）を超えるときは，当該医療担当者については3,200円（低所得者にあつては，1,600円）とする。

- 2 一部負担金の額が当該医療に係る被保険者等負担額を超えるときは、前項各号の規定にかかわらず、一部負担金の額は被保険者等負担額とする。
- 3 歯科診療および歯科診療以外の診療を行う医療担当者は、第1項第2号および第3号の規定の適用については、それぞれ別の医療担当者とみなす。
- 4 第1項の規定にかかわらず、同項第1号の規定の適用を受ける者については、同号の規定による一部負担金が高齢者の医療の確保に関する法律第84条に規定する高額療養費の支給要件に該当する場合は、同条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額と同項の規定により算出した額との合算額を助成する。この場合において、同条第1項中「療養の給付につき」とあるのは「第2条第1項第4号に規定する者が受けた療養の給付につき」と、「第67条に規定する一部負担金の額又は療養」とあるのは「第5条第1項第1号の規定による一部負担金又は第2条第1項第4号に規定する者が受けた療養」と読み替え、所得を有しない者以外の者にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第15条第1項第5号中「二万四千六百元」とあるのは「三万五千四百円」と、同条第3項第2号中「八千円」とあるのは「一万二千元」と読み替える。
- 5 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、対象者につき、医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国および地方公共団体を除く。）または独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われるときは、その限度において、助成を行わない。

（助成の方法）

第6条 医療費の助成は、助成する額を医療担当者に支払うことによつて行う。

- 2 前項の規定による支払いがあつたときは、当該医療を受けた者に対し、医療費の助成があつたものとみなす。
- 3 市長は、第1項の規定により医療担当者に支払うべき額の審査および支払いを社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等に委託することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、第3条の規定により受給資格の認定を受けた場合で、第1項の規定による助成を受けることができないときその他市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。
- 5 前項に規定する医療費の助成について、対象者がやむを得ない事情にあると市長が認めたときは、対象者にかわり、対象者の扶養義務者等に対し、対象者に助成すべき額を支払うことができる。

(一部負担金の支払方法)

第6条の2 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける者は、一部負担金を医療担当者に支払うものとする。

(届出等の義務)

第7条 対象者または扶養義務者等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 伊丹市内において住所を変更したとき。
- (2) 加入している医療保険を変更したとき。
- (3) 受給者証を紛失したとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた事項

2 対象者が死亡したときその他第2条に定める受給資格を有しなくなつたときは、速やかに受給者証を返還しなければならない。

(譲渡または担保の禁止)

第8条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、または担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第9条 対象者が疾病または負傷に関し損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の全部もしくは一部を助成せず、または既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成費の返還)

第10条 前条に規定するものの他、偽りその他不正の手段によつて、この条例による助成を受けた者があるときは、市長は、その者から当該助成を受けた額に相当する金額の全部または一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

(暫定措置)

2 昭和52年7月1日以降に受給資格を有することとなる乳児のうち第2子以降のものに対するこの条例による改正後の伊丹市医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1

項第1号の規定の適用については、昭和53年12月31日までの間、同号中「12月」とあるのは「6月」と読み替えるものとする。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の伊丹市医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により、受給資格の認定（以下「認定」という。）を受けている者に対しては、昭和53年6月30日（乳児にあつては1歳に達する日の属する月の末日）までの間、新条例第2条第3項第2号の規定にかかわらず、同号の規定は適用しない。
- 4 この条例の施行の日前に、旧条例の規定による受給資格を有する者で、未だ認定を受けていないものにあつては、昭和52年7月31日までの間に限り、新条例第2条第3項第2号の規定にかかわらず、同号の規定を適用せずに、新条例の規定による認定を行うものとする。
- 5 前項の規定によつて認定を受けた者に対しては、昭和53年6月30日（乳児にあつては1歳に達する日の属する月の末日）までの間、新条例第2条第3項第2号の規定にかかわらず、同号の規定は適用しない。

(平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間における受給資格の特例)

- 6 第2条第3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間に限り、医療費の助成を受ける資格を有する。
 - (1) 第2条第1項第4号に該当する者で、その者の同条第3項第2号の合計額が80万円を超えることのみによつて同項の規定により医療費の助成を受ける資格を有しないこととなるもの
 - (2) 第2条第1項第5号から第7号までに該当する者で、同条第3項第3号に該当することにより医療費の助成を受ける資格を有しないこととなるもののうち、伊丹市老人等医療費の助成に関する条例及び伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成21年伊丹市条例第7号）の規定による改正前の伊丹市老人等医療費の助成に関する条例第2条第3項の規定を適用したとしたならば医療費の助成を受ける資格を有することとなるもの
- 7 前項の規定により同項に定める期間、医療費の助成を受ける資格を有することとなる者に対する第5条の規定の適用については、同条第1項第2号中「100分の20（所得を有しない者として規則で定める者にあつては、100分の10）」とあるのは「100分の20」と、同項第3号ア中「600円（所得が低額である者として規則で定める者（以下「低所得者」という。）にあつては、400円）」とあるのは「900円」と、同号イ中「2,400円（低所得者にあつては、1,600円）」とあるのは「3,600円」とする。

(所得制限に係る市町村民税の所得割の額の算定の特例)

- 8 当分の間、第2条第1項第5号から第7号までに規定する者に対する同条第2項第3号の規定の適用については、同号中「地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用して算定した場合における地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割」とする。

付 則（昭和54年7月1日条例第24号）

この条例は、昭和54年7月1日から施行する。

付 則（昭和57年12月27日条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に、この条例による改正前の伊丹市医療費の助成に関する条例の規定により行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（昭和58年3月30日条例第17号）

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和58年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の伊丹市医療費の助成に関する条例の規定により受給資格を有する者で、この条例による改正後の伊丹市医療費の助成に関する条例の規定により受給資格を有しなくなるものについては、この条例の施行日前までの医療に係る医療費を助成する。

付 則（昭和59年9月29日条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第77号。附則第1条中ただし書に規定する部分を除く。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に係るこの条例による改正前の伊丹市医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（昭和59年12月24日条例第36号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、昭和60年1月1日から施行し、この条例による改正後の伊丹市医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和59年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行に伴い新たに医療費の助成を受ける資格を有することとなつた者に対する新条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「前条に規定する認定を受けた日の属する月の初日（乳児にあつては、出生の日）」とあるのは「昭和59年10月1日」と、「その初日」とあるのは「昭和59年10月1日」とする。

- 3 前項の規定の適用を受ける者が新条例第3条の規定により受給資格の認定を受けた日前に受けた医療に係る医療費の助成は、新条例第6条第4項および第5項に規定する方法により行うものとする。

付 則（昭和61年10月14日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和62年3月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和63年6月27日条例第20号）

この条例は、昭和63年7月1日から施行する。

付 則（平成4年6月26日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊丹市医療費の助成に関する条例の規定は、平成4年7月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成4年11月9日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

付 則（平成6年3月28日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊丹市医療費の助成に関する条例の規定は、平成6年7月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成7年9月29日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成9年9月30日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成10年12月22日条例第36号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成11年6月24日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊丹市医療費の助成に関する条例の規定は、平成11年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成13年3月14日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市医療費の助成に関する条例の規定は、平成13年1月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成13年6月29日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成13年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、新条例の規定を適用した場合において医療費の助成を受ける資格を有しない者（施行日前に65歳以上である者に限る。）が、この条例による改正前の伊丹市医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定を適用した

場合において医療費の助成を受ける資格を有するときは、その者が70歳に達する日の属する月の末日までの間に限り、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

付 則（平成14年3月28日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市医療費の助成に関する条例の規定は、平成14年4月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成8年4月1日に出生した者が平成14年4月1日から同月30日までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成14年9月27日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第5条第1項第2号の改正規定（「入院に係る」を「当該」に改める部分を除く。）は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市医療費の助成に関する条例（第5条第1項第2号の改正規定（「入院に係る」を「当該」に改める部分を除く。）を除く。以下「新条例」という。）の規定は、平成14年10月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新条例第5条第1項第2号の規定の適用については、平成14年10月1日から平成14年12月31日までの間、同号中「第28条」とあるのは、「第28条（第1項第2号を除く。）」とする。
- 4 前項の規定の適用については、老人保健法第28条第1項中「受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ」とあるのは「受ける際」と、「に当該各号に定める割合を乗じて得た額」とあるのは「の100分の10に相当する額」とする。

付 則（平成15年3月27日条例第8号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成15年6月25日条例第18号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊丹市医療費の助成に関する条例第6条の2第1項の規定は、平成15年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の伊丹市医療費の助成に関する条例付則第6項の規定の適用を受ける者が、この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則 (平成17年3月24日条例第8号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年7月6日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊丹市医療費の助成に関する条例の規定は、平成17年8月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の伊丹市医療費の助成に関する条例(以下「旧条例」という。)の規定により受給資格の認定を受けている者(乳児を除く。)が平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則 (平成18年3月27日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月27日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の伊丹市医療費の助成に関する条例第2条第1項第5号及び第6号の規定は、平成18年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成18年12月26日条例第55号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市老人等医療費の助成に関する条例第5条第5項の規定は、平成19年1月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成20年3月25日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市老人等医療費の助成に関する条例第2条第1項の規定により新たに医療費の助成を受ける資格を有することとなった者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者である者に限る。）に対する同条例の規定は、平成20年4月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用する。

付 則（平成21年3月27日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

（伊丹市老人等医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の伊丹市老人等医療費の助成に関する条例の規定は、平成21年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成22年3月30日条例第8号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月28日条例第14号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第1条中伊丹市老人等医療費の助成に関する条例第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（伊丹市老人等医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条の規定（第2条第1項の改正規定に限る。）による改正後の伊丹市老人等医療費の助成

に関する条例の規定は、公布の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 第1条の規定（第2条第1項の改正規定を除く。）による改正後の伊丹市老人等医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成26年3月28日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市老人等医療費の助成に関する条例の規定は、平成26年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（助成の特例）

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の伊丹市老人等医療費の助成に関する条例第2条第1項第3号又は第4号の規定に該当することにより受給資格を有している者に係る助成の範囲については、その者が70歳に達する日の属する月の末日までの間に限り、なお従前の例による。

付 則（平成26年9月30日条例第42号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

付 則（平成29年3月27日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。ただし、第2条第1項第3号の改正規定、第5条第1項第1号の改正規定及び同条第5項の改正規定（「第2条第1項第3号若しくは第4号」を「第2条第1項第4号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市福祉医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 平成29年7月1日の前日において65歳に達する日の翌日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日までの間（以下「高齢移行期間」という。）にあった者（伊丹市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（平成26年伊丹市条例第21号）付則第3項の規定の適

用を受けている者を除く。) で新条例第2条第3項第2号ウに該当することによってのみ医療費の助成を受ける資格を有しないこととなるものについては、その者が高齢移行期間にある間のうち同号ア及びイに定める要件のいずれにも該当しない期間に限り、同項の規定にかかわらず、その者を同条第1項第4号の規定により医療費の助成を受ける資格を有する者とみなして新条例の規定を適用する。

(伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部改正)

- 4 伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例(平成18年伊丹市条例第4号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則 (平成29年12月25日条例第31号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年6月29日条例第42号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、平成30年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

付 則 (平成30年12月25日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊丹市福祉医療費の助成に関する条例及び伊丹市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の規定は、平成30年9月1日から適用する。

付 則 (令和2年3月27日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和3年3月26日条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和3年7月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助

成については、なお従前の例による。

付 則（令和 5 年 3 月 28 日条例第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中伊丹市福祉医療費の助成に関する条例第 5 条第 4 項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（令和 7 年 6 月 27 日条例第 22 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。